

令和6年度事業計画

I はじめに

長野県建築士会は、令和4年度に昭和27年創設から70年目の節目を迎え、4年越しとなった建築士フォーラムと併せて記念事業を行い、改めて当会の設立意義を確認し合うとともに、これまでの活動を振り返り、様々な厳しい情勢にあっても、組織の力量を高めながら建築士の職能を活かして地域に貢献し、期待に応えることのできる活動を推し進めていくことを誓い合いました。

社会の情勢は、長く制約を受けてきた新型コロナウイルス感染症による対策が、昨年5月に5類に分類されたことを受け、徐々に従来の日常が取り戻されつつあります。

地球的規模で進む地球温暖化現象に対応して、建築界においても2050ゼロカーボンを目指した施策を官・民の連携で進めていかなければなりません。こうした様々な時代の要請に応えるべく、当会が公益社団法人に移行して6年目を迎えた今日、改めて公益法人として、また、建築士という資格者が組織化して活動を行うことの意義を確認して、これからも会員一人ひとりが社会の一員として、また、建築士会という組織の一員として活動を推進してまいります。

II 事業推進に向けた基本方針

これまでに諸先輩のたゆまない努力と惜しめない貢献によって培われてきた活動と組織を受け継ぎつつも、変化し続ける社会の流れを的確に把握しつつ、何よりも会員の思いに寄り添った活動を展開してまいります。

その基本は、建築士会全体が地域社会の要請に応えることができる強固で柔軟な組織体

制と健全な財政運営に加え、会員個々が建築士会の事業目的を理解し、主体的にその事業や活動に関わることです。

しかしながら、こうした基盤となるべき当会の組織と財政は、業界が抱える構造的な課題と共に、社会構造の変革による個人意識の変化も伴って、会員減少と共にこれに連動して財源不足が顕在化し、これまで様々な検討と施策を講じたてきたものの、この状況を脱することができないまま、今日に至っています。

これまでも提起しているとおり、会員一人ひとりが当会の現状を認識し、社会情勢の変化に対応できる組織を、会員相互の理解と連帯によって再構築することを再提起します。そして、昨年度までの組織、活動の総括の上に立って、事業計画の提起に当たって以下の三つの基本方針により事業を推進します。

1 地域に根ざした建築士会

建築士会は支部から各都道府県単位士会、そして建築士会連合会の活動に会員はもとより建築士以外も含め様々な事業、活動に参加する機会が与えられ、また、建築士の職能を活かして、災害時の支援活動等の地域貢献活動の幅が広がっています。建築士会のそれぞれの段階での参画は、個人あるいは組織としての情報共有や交換によって、ひとつづくりや地域を知りその知識を地域貢献という形で返していくことを可能としています。

本年元日に発生した能登半島地震に際しては、発災直後の県からの応急危険度判定への派遣要請を受け、25名（延べ人数75名）の会員が厳しい状況下で専門技能を活かした支援活動に従事し、改めて当会の地域貢献活動の重

要性を示しました。

資格者団体である建築士会には様々な知識、技能を持った会員が集まり、幅広い世代の構成となっています。また、裾野のひろい建築・住宅産業においては、関連する団体、機関も多く、これらの団体に加入する会員も多く、このような関係団体等との協働した活動や建築士を志す学生等にもアプローチが可能な立場にあります。こうした利点を意識しながら、これまで以上に利点を活かす取り組みが必要であり、そのために組織の活動の基礎単位である支部が地域を起点として様々な活動を進めることができるように情報交換や交流を深め、本会や支部を越えた組織的な人的支援や財源措置を行います。

歯止めがかからない会員減少への対応に決定打はありません。退会の理由は、「建築士会に加入している意義や意味を見出せないこと」、「会員としてのメリットが感じられないこと」が主な理由としています。

建築士会の活動に魅力を感じて携わってきた会員が、事業、活動に参加することによって有形、無形のメリットを感じることができるのが何より必要です。例えば公共入札制度におけるCPD制度の活用を幅を広げること、2025年4月の建築基準法改正による県民への周知など、享受することのできる制度の効果を検証して、関係機関に対して働きかけを行うことが必要です。また、ヘリテージマネージャーや景観アドバイザー等の称号を得た会員や様々な講習、研修を受けた会員が、その資格や知識・技能等を活用できる仕組みや場を提供することも必要であり、地域の建築士ならではの特色を活かした建築物の設計、施工技術、あるいは地域文化を活かした提案等ができれば、参画した建築士の活動や事業が地域に貢献していることへの自負を実感でき、そして建築士会に加入していることが報われることにつながることをいえます。

2 改革（変革）に立ち向かう建築士会

平成25年の一般社団法人、そして平成31年の公益社団への移行と、長野県建築士会はこの10年は組織の改革（変革）の時代でありました。理事会による運営体制が確立され、総会や理事会という機関会議による企画・運営への移行、そして委員会組織もその時折の活動の要請に応えるための改革を行ってきました。

令和3年度には委員会組織を見直し、委員構成もブロック単位の選出にするなど、大きく体制を見直して活動を進め、並行してブロック、支部そして末端の会員への情報の提供と収集のあり方を模索し、できることを最大限実行に移してきました。コロナ禍における通常の活動とは異なるなかで十分な検証が行うことができないまでも、委員会設置の目的や活動の内容によって様々な課題が指摘されてきました。

加えて令和4年度には、法人改革部会での論議の積み重ねによって、業務執行理事会に対して「法人改革に関する提言」が行われ、4つの改革に9項目の提言が盛り込まれています。業務執行理事会として、この提言を実現に移すための「実施設計」となる具体的な施策を、本年度までの2年間で論議して示すこととします。

提言とは別に、令和4年度まで論議が行われてきた「収支改善検討委員会」での財政の健全化の提言があります。事務局体制の見直しを中心に一定の提言が行われ、その具体策として順次事務局体制の見直しを具体化します。当会の長期的な財政運営のあり方を更に検証しつつ、他の建築士会の運営も参考として引き続き財政の健全化に取り組みます。

加えて、これらの提言に対する検討とともに、これからも時代の要請に応えるための組織や活動の見直しを必要な時期に行っていきます。

また、建築士会館の維持・管理や存続の可否を含めたあり方が課題となっています。さらには、支部を含めた事務局体制のあり方や事務局

における業務のIT化の推進も課題です。こうした課題を積極的に当会のテーマとして捉えて、会員からの提言を求める取り組みも行います。

3 集える建築士会

昨年度まで新型コロナウイルス感染症対策によるリモート会議が主体となり、会員相互の懇親の機会も減っていました。

「顔の見える」組織であることが活動の維持と活性化には欠かせない重要な要素です。会員が一堂に会することのできる事業が少ない中で、総会や建築士フォーラムの新たな運営方法の論議が期待されています。顔の見える、できる限り多くの会員が集うことのできる事業、活動を企画することを目指します。

会員の高齢比率が高まり、若い会員の加入が少ない現状ではありますが、世代を超えた知識、技能の継承、設計系と施工系会員の相互の情報交換や互いの知識・技術の交流等を行うことによって、会員同士のスキルアップと会のそのものの魅力向上を図ります。

柔軟な組織を確立し、委員会組織のあり方や会員の事業への関わり方を見直し、誰もがいつでもどこへでも参画できる仕組みを構築するために、その時折の活動に対応して、会員が集うことのできる企画を運営するための部会を適時に設けるなど、会員相互の交流の場を醸成していきます。

また、こうした仕組みを建築士会以外の関係団体へも波及させ、更に広範な活動を展開できる仕組み作りを目指すとともに、その中でも当会がリーダー的役割を担えるよう取り組みます。

Ⅲ 基本方針を実現させるための組織・事業のあり方

1 事業実施において捉えておかなければなら

ない事項

建築士会は、建築士の資格者団体として法令（建築士法）にその目的が定められています。また、法令に則って、法人としての定款を定め、この定款は「公益社団法人」としての関係法令に適合するものとして知事からの認可を受けているものです。

こうした関係法令等の規定を再確認して、基本方針を実現させるための具体的な事業を展開していきます。以下に関係法令などの規定を提示したうえで、具体的なあり方を示します。

○建築士法：抜粋

第五章 建築士会及び建築士会連合会

第22条の4 その名称中に建築士会という

文字を用いる一般社団法人（次項に規定するものを除く。）は、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、建築士に対する建築技術に関する研修並びに社員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とし、かつ、建築士を社員とする旨の定款の定めがあるものでなければならない。

2 その名称中に建築士会連合会という文字を用いる一般社団法人は、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、建築士に対する建築技術に関する研修並びに社員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とし、かつ、前項に規定する一般社団法人（以下この条において「建築士会」という。）を社員とする旨の定款の定めがあるものでなければならない。

3 前二項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。

4 建築士会及び第二項に規定する一般社団法人（以下この条において「建築士会連合会」という。）は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書

及び定款の写しを添えて、その旨を、建築士会にあってはその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、建築士会連合会にあっては国土交通大臣に届け出なければならない。

- 5 建築士会及び建築士会連合会は、建築士に対し、その業務に必要な知識及び技能の向上を図るための建築技術に関する研修を実施しなければならない。
- 6 国土交通大臣は建築士会連合会に対して、建築士会の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事は当該建築士会に対して、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、必要な事項に関して報告を求め、又は必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

○公益社団法人長野県建築士会定款（抄）

（目的）

第4条 本会は、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、建築士に対する建築技術に関する研修並びに会員の指導及び連絡に関する事務を行い、併せて会員の交流と協力のもとに資質向上を図り、もって社会に貢献することを目的とする。

（事業）

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 建築士の資質向上のために必要な事業
- (2) 建築士業務の進歩改善及び推進のために必要な事業
- (3) 建築士制度の維持及び発展のために必要な事業
- (4) 建築士の職能を活かした地域貢献のために必要な事業
- (5) 会館の運営及び管理
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

○公益社団法人としての役割

「公益法人」とは、公益の増進を図る目的をもって法人の設立理念に則って活動する民間法人であり、志ある者の集まりが公益社団法人として、不特定多数の者の利益の増進に資するか否かの基準として公益性に資する活動をしているかという「公益性」と公益目的事業を行う体制・能力があるかという「ガバナンス制」の基準を満たす団体であることをもって、国又は都道府県の認定を受けています。また、公益目的事業比率が50%以上であることや法人内会員や役員に対して特別な利益を与えてはならないとされています。

長野県建築士会が平成31年4月に公益社団法人として長野県知事より認定を受けたことにより、「公益社団法人」と名乗ること意義は、こうした公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく基準に適合したことにより、社会的に公益性が高く信頼性のある団体として認知されたといえます。

2 役員任期2年に連動する事業計画

当会の運営を司り、事業を推進するのは理事会であり、その中でも業務執行理事会は企画・運営の中核機関として責任があり、執行機関として機能しなければなりません。理事会を構成する理事の任期は2年間であり、この事業期間における事業執行に責任を持ち、主体的に運営することが必要であるという観点から、単に1年間みの事業計画ではなく、任期期間における目標とその達成に向けた具体的な施策を推進するという事業計画に転換しました。

なお、2年目となる本年度の事業計画は、計画の中間年として位置づけ、1年間の事業の総括の上に立って、必要な部分の修正のみ行う事業計画を提起することとします。

3 より柔軟な組織体制と事業運営

組織は“かたち”ではなく、その運営そのものが大切であり、そして、その運営を担う“ひと”によって事業や活動のあり方や評価が決まります。従って、これまでの委員会中心の組織体制を、活動や事業に着目して、当会が行うべき事業や活動に即して、以下の方針に基づき、「適時・適任」の人選による運営方式に移行することとします。

委員会組織を見直し、当会が主体的に実施する講習・研修や活動を企画・運営する「建築活動委員会」、連合会や地方公共団体等からの受託業務を運営する「事業委員会」、青年・女性によるこれまでの事業を引き継ぎ、次代を担う会員の育成や会員増強を目的とした「青年・女性委員会」そして、災害時の支援活動に特化した活動をコーディネートする「防災委員会」の4つの委員会とします。

会の組織や運営に関する基本的な方針や改革に向けた事項を検討するために業務執行理事会（三役会）の中からの人選に加えて会長が人選するメンバーによるTF（タスクフォース）を新たに組織し、加えて、4つの委員会に属さない事業や横断的に行う活動の調整などを行う総務部会をTFの付置機関として設けます。

また、2025年4月の建築基準法改正を柱とする法改正により積極的に対応するため、事業委員会の中に置いていた法改正対応部会を、総務部会同様TFの付置機関とします。

なお、各委員会が行う事業ごとに従来組織してきた委員会や部会を整理し、メンバー構成は、それぞれの委員会ごとに異なる選定方法を確立することとします。

4つの委員会のうち、建築活動委員会と事業委員会の委員長には副会長を置き、青年・女性委員会と防災委員会の委員長は会長が推薦する者としてします。委員は委員会ごとに事業や活動ごとに「適時・適任」の人選により別に定める方法で選出することとします。委員会では、事

業を実施するための具体的な企画案を理事会へ提案するとともに、決定された事業の運営を中心的に担うこととします。

防災委員会は、会全体の防災活動方針を論議するとともに、会全体での講習会などを企画・運営することとし、委員会における論議結果や支部間の情報の交換・共有に関しては、支部長会と連携して行います。

昨年度創設した「支部長会」、「委員長会」を引き続き組織し、会員が何を望み、何をしたいのかを支部から吸い上げ活発な論議をする場として支部長会を位置付けるなど、その創設趣旨を再確認して、支部内での体制作りを含めて一層機能の充実と効果的な組織運営の一環として機能させます。

なお、こうした運営体制は固定的に捉えるのではなく、当会全体での縦横無尽に機能できる体制構築とより広範な会員の結集により会への帰属と相互の情報交流も含めて機能させることにもつながる仕組みとして位置付けます。

4 改革提言に対する具体的な施策を提示

昨年度「法人改革部会」からの提言事項を業務執行理事会としてこの2年間において具体化に向けて論議を進めることを明らかにしています。

提言に示されている、(1) 構造改革 [①代議員制の廃止、②総会とフォーラムの統合、③決算期の変更]、(2) 組織改革 [①副会長の選出、②副会長及び常務による委員会運営の必要性、③キャビネット会議の形成]、(3) (4) 財政改革・意識改革 [①創造と解決の役割分担、そして②創造の手法、③解決の手法] の提言を現状の組織課題を検証し、実現に対する障壁の把握とこれを克服する方策を示しつつ、具体的な手続きなどの内容を検討することとします。

5 情報伝達と共有の課題克服

また、令和3年度の組織再編の検証が不十分なままに新たな組織の見直しを行うこととなりますが、これまでに論議されてきたブロックあるいは支部への理事会、委員会の決定事項の周知方法が不明確であることなど、これまでの課題を引き続き組織見直しに併せて検討し、常に改革していくという柔軟な姿勢で臨むことが必要です。

本来、情報は意識を持って吸収するものです。発する側の意識のみでは情報は共有できないことを基本に据えて、情報の流し方や内容を受け手側の立場で検討することが必要であり、こうしたごく基本的な事柄についてできる限り広範な論議によってあり方を検討します。

6 with・after コロナに対応した事業運営

コロナ禍におけるITによる組織運営は常態化しています。会議はもとより、講習・研修においても、リモートが基本となっています。事業運営が「コロナだから」といった安易な考え方で結論を出すのではなく、顔が見え、心が通う事業運営にも配慮しながら、リモートによる事業の選択を行っていきます。

また、オンラインが故の利点も生かして、講習会、研修会の録画を活用した「アーカイブ」講習を積極的に実施します。

また、ITに対応した事務局体制や職場環境の構築とともに、セキュリティにも十分配慮して必要な機器やツールの利用を勧めます。

7 志をひとつに地道な活動を推進

厳しいときこそ組織の力量が試されています。単に批判的な論議ではなく、会員自らが建築士会に加入していることの意義と意味を再確認するとともに、現状の認識の上で、相互理解に基づく論議を発展させることによ

って、今後の建築士会のあり方の答えを見つけ出すことが必要です。

会員減少による会の存続という大きな命題とともに、会員相互が同じ志を持ち、同じ方向に向けて活動を地道に進めていくことが何より大切です。そして、会（理事会）は会員個々の心に落ちる明確で実現可能な方向性を示さなければなりません。

IV 具体的な事業の計画

事業計画の策定に当たっては、当会の定款に定める「目的」と「事業」、さらには公益社団法人として推進すべき事業を基に、その実施年度における社会情勢等を背景として具体の事業を組み立てます。改めて、公益社団法人としての事業を明確にしつつ、具体的な事業を示します。

なお、これまでの委員会ごとに示していた行事内容を示す事業計画から、事業執行の決定が理事会の権限であること改めて確認するとともに、定款第5条に規定する事業区分を基に、その事業の必要性と位置づけを明確にしたうえで、具体の事業とその事業を担当する委員会を示すこととします。

また、委員会は当会の目的を達成するための事業を具体的に実施する実行組織であるとともに、事業計画に示して事業を具体的に運営するための計画を理事会に提案するための論議を行う組織であることを委員会内で共有することとします。なお、建築士試験等の受託業務等の一部の事業を除き、当会が実施する多くの事業は、関係する委員会をはじめ、支部を含めた当会全体で取り組みます。

以上の基本的な事業計画提案の考え方に基づき、以下に、定款第5条に規定する事業区分ごとに事業計画を示します。

1 建築士の資質向上のために必要な事業 [公益的事業]

(1) 講習会・研修会受託業務

建築士法などの関連法令に基づき受講が義務付けられている次の講習事業を、国土交通大臣から講習登録機関の指定を受けた公益財団法人建築技術教育普及センター及び公益社団法人日本建築士会連合会からの受託により当会が実施します。

また、建築士会連合会等の関係団体からの要請がある法定講習に該当しない、関係法令の改正に伴う説明会をはじめ、建築技術、知識の向上を目的に行われる講習・研修を実施します。

本年度事業として当会が受託を予定している事業は以下のとおりです。

① 建築士定期講習業務（法定講習会）

一般社団法人長野県建築士事務所協会との開催時期、回数を協議し、年度内に4回実施します。

[担当：事業委員会]

② 既存住宅状況調査技術者講習業務（法定講習会）

これまでの受講者の状況とオンライン受講への移行を勘案して、すべてオンライン講習で実施します。

[担当：事業委員会]

③ 省エネ改修アドバイザー講習会

長野県が実施する「建築物の省エネ改修サポート制度」が令和5年度で終了し、令和6年度からは建築士会が主体となって実施する予定です。

関係委員会で協議して実施します。

[担当：事業委員会]

④ 木活協からの省エネ関連講習会

国からの受託機関である「木を活かす建築推進協議会」からの再委託による、

建築物の省エネ関係講習会について、事業が行われる場合は、会員以外も含めて講習会を運営します。

[担当：事業委員会]

(2) 当会が主体的に行う講習会・研修会事業

建築士の資質向上を目的に、近年の建築技術の高度化、複雑化やこれに伴う建築基準法の改定に的確に対応し、業務の適正な実施が担保されるよう、当会独自の講習、研修を企画・運営します。なお、本事業は公益事業として、会員のみならず広く会員以外の建築士も対象として実施します。

こうした講習会の講師には、講習内容に応じて、身近な会員を講師に据え、より身近で実践的な講義内容も企画します。

① 伝統的構法建築物改修総合実務講習会

令和4年度から2年間で合計12講座を実施した講習会の講習資料等を取りまとめ、実務に役立てるための教本を編纂します。

また、県林務部と連携して、林業の現状や県産材活用等の木造に着目した講習会を実施します。

[担当：建築活動委員会]

② 建学会

会員の作品をはじめ、先進的な作品を対象として見学を行う、「建学会」を開催します。

[担当：建築活動委員会]

③ 海外研修

建築に関する知見を広める観点からの「海外研修」を、実施の必要性の有無を含めて検討を行います。

[担当：建築活動委員会]

④ 景観アドバイザースキルアップ講習

景観を主体として、地域のまちづくりを支援する「景観アドバイザー」のスキルアップのための講習を実施します。

建築技術者の育成を図り、安全・安心な建築
安全性向上や品質確保による県民の利益の擁
護及び増進を図ります。

なお、本制度が公共工事等における入札制
度の加点要件となっていることに加え、昨年
度からCPD制度が経営事項審査における加
点事項となることから、認定事務の一層の適
正な運営を行うこととします。

[担当：建築活動委員会]

(2) 建築士の職能、専門分野を共有する活動

建築士個々が持つ職能、あるいは専門分野
における特化した知識、技能又は経験を、会
員をはじめ建築士全体で共有できる場を設け、
世代間、分野を超えた交流を行うことによっ
て、建築士としてのスキルをアップさせると
ともに、建築士業務の社会的地位を高めます。

また、こうした機会を捉えて会員増強や組
織の活性化を図ります。

[担当：建築活動委員会]

(3) 建築に関する制度、課題等の調査・研究

建築士の職能を活かして、建築に関する
情勢変化や社会からの要請にも応えて、建
築に関する様々な分野の集合体でもある当
会の組織力も動員して、主体的な調査・研
究に取り組みます。

① 気候風土適応住宅認定指針の提言

建築物省エネ法(旧法)に規定された「気
候風土適応住宅」の所管行政庁が示す認定
指針の策定に対して、協会としての意見反
映のために検討を引き続き行います。

[担当：建築活動委員会]

② まちづくり等の調査・研究活動

地域におけるまちづくりや既存ストック
の活用等をはじめとした課題に対応した調
査・研究を実施します。

[担当：建築活動委員会・支部]

(4) 2024建築士フォーラムの企画・運営

令和6年度に南信ブロック内で開催し
ます。多くの会員が集えるフォーラムを行
います。

[担当：業務執行理事会(TF)及び総務部会]

3 建築士制度の維持及び発展のために必要な 事業 [公益的事業]

(1) 建築士試験業務

建築士の資格団体として、一級・二級・
木造建築士の試験に関する業務を国土交
通大臣及び都道府県知事の指定試験機関
である公益財団法人建築技術教育普及セ
ンターから受託して実施します。新型コロ
ナウイルスに対応して、申し込み受付は普
及センターによる受付となりましたが、試
験運営は引き続き本会が実施することと
なるため、適正な試験運営に努めます。

[担当：事業委員会]

(2) 建築士の登録・閲覧業務

建築士試験に合格した者の建築士名簿
への登録をはじめとした建築士登録業務
と消費者への建築士の資格の有無、処分
の有無、定期講習の履歴事項等の閲覧
業務を、二級・木造建築士については長
野県知事から登録機関の指定を受け、
一級建築士については国土交通大臣の
中央指定機関である公益社団法人日本
建築士会連合会から受託して実施しま
す。

なお、令和2年3月からの建築士試験
制度の改正と、これに伴う免許登録事
務の改正が行われ、実務経験審査を中
心により厳格な審査が求められています。
関係機関との協議の基に、登録事務の
より適正で効率的な運用を図ります。

[担当：事業委員会]

(3) 専攻建築士の認定

建築士の免許取得後、必要な実務経験年数と責任のある立場での実務実績を有し、継続能力開発 (CPD) 制度による一定の履修単位登録を行った者を対象に審査し登録する専攻建築士制度の促進と申請者の認定を行います。

[担当：建築活動委員会]

(4) 建築士資格取得のための講習会の開催

建築士の資格取得を促進と会員増強の取り組みとも位置づけ、製図試験の課題の内容を確認し、また、新型コロナウイルスの感染状況に配慮しながら、県内の類似施設の見学を企画します。

[担当：青年・女性委員会]

(5) 建築士制度の普及活動の実施

以下の当会独自のイベントや情報発信を通して、建築士制度を普及するとともに、社会的な地位向上を図ります。また、それぞれのイベント、行事の実施過程において関わる県民等への建築士会及び建築士制度の普及・啓発を併せて実施するとともに、情報発信の方法や内容について、より効果的で充実した内容となるよう検討します。

① 信州環境 ECO コンテスト

これまでの実施結果を検証して、継続事業として信州環境 ECO コンテストを実施します。

また、これまでのコンテストにおいて最優秀賞や優秀賞を受賞した作品の実現化を、県産材利用や建設労連、材料メーカー等との連携により検討します。

[担当：青年・女性委員会]

② 建築甲子園の実施

建築士会連合会が実施する「建築甲子園」を県内建築系学科のある高等学校に参加を促し、必要に応じてワークショップなどを

実施します。

また、信州環境 ECO コンテストとの棲み分けをして、両事業についての今後の実施方針を論議します。

[担当：青年・女性委員会]

③ 会報「建築士ながの」の発刊

毎月1回の会報の編集会議を開催して発行します。なお、各支部に通信員を配置して、支部からの情報収集を行います。

また、会報への賛助会員が行う講習会や商品発表などを掲載するなど、財源確保を含めた相乗効果が期待できる取り組みを進めます。

[担当：編集部会]

④ ホームページの運営

当会のホームページ及び支部のホームページをより充実させ、会報と同様な賛助会員への対応を行うとともに、一般からもアクセスしやすい構成を検討します。

[担当：総務部会(編集部会)・支部]

⑤ 新聞などの媒体を通して当会の活動、事業を積極的に情報発信します。

[各委員会、支部]

⑥ 県内の景観を広げる事業の創設

各支部の会員並びに関係者が行った景観を県内に紹介して各支部の活動に生かせる検討をおこないます。

[TF、支部]

4 建築士の職能を活かした地域貢献のために必要な事業 [公益的事業]

(1) 災害支援活動

気候変動に伴う自然災害は、地震災害に止まらず、また、場所を選ばず発生します。当会は、こうした災害に対応して、発災後の被災者への応急的措置やその後の復旧に向けた調査・相談を建築士としての職能を活かして取り組むとともに、平時においては、現状の災害支援の課題の把握と、そ

の課題の克服に向けた検討と実際の体制等の整備を進めるとともに、災害に強い建築物やまちづくりを促進するため技術・知識の普及、提言活動と発災時に被災者の相談ニーズに応えることのできる相談員としてスキルをアップするための研修を実施します。

① 被災建築物応急危険度判定活動

平成24年1月18日、知事と当会との間で締結した「災害時における建築物災害応急活動の協力に関する協定」に基づき、震災時の被災建築物応急危険度判定活動を県からの要請に基づき当会が判定士への連絡を行うこととなっていることから、引き続き、平時から連絡体制の整備及び訓練を実施します。

[担当：防災委員会、支部]

② 避難施設の応急危険度判定活動

支部と市町村との協定（令和元年7月現在県下72市町村と締結済み）に基づき、震災時における避難施設の応急危険度判定を実施するための現行の課題を引き続き検証し、実動可能な体制を市町村とも協議しながら確立することを目指します。また、すべての市町村との協定締結を追求します。

[担当：防災委員会、支部]

③ 災害時の被災者相談支援活動の実施

地震災害以外の災害における被災者支援の体制については、引き続き「長野県災害支援建築団体連絡会（事務局：一般社団法人長野県建築士事務所協会 建築関係5団体で構成）と知事との間で締結した「災害時における住宅相談の実施に関する協定」に基づき発災直後における被災者への相談支援を行います。

[担当：防災委員会]

(2) まちづくり支援活動

① 連合会のまちづくり部会との連携

建築士会連合会による活動と連携して、当会が主体となった地域におけるまちづくりを建築士の職能を活かして支援します。なお、連合会の各部会と当会との連携や情報共有のあり会について検討します。

[担当：建築活動委員会（主たる委員会）]

② まちづくりファシリテーターの養成

地域からの「まちづくりファシリテーター」派遣の要請に応ずるとともに、景観アドバイザーをはじめとした、まちづくりを進めるためのスキルをアップするための講習・研修を実施します。

[担当：建築活動委員会・事業委員会]

③ 地域との協働まちづくり活動

地域におけるまちづくりの課題を掘り起こすとともに、地域住民や行政と一体となったより良いまちづくりのための論議や行動に主体的に参画していきます。

特に支部での市町村関係部署との連携による地域課題への対応やまちづくりの提言活動を積極的に行い、地域での建築士会活動をPRしていきます。

[担当：建築活動委員会・事業委員会、支部]

④ まちづくり交流活動の推進

「関東甲信越ブロックまちづくり交流会」など他の単位建築士会をはじめ、建築関係団体との共催あるいは連携により、会員のまちづくりに関する見聞を広め、知識・技術力の向上を図り、加えて、参画した地域等のまちづくりへ貢献します。

[担当：建築活動委員会・事業委員会]

⑤ 地域貢献活動支援事業の推進

過去に運用してきた「地域貢献活動センター」による現制度を廃止したうえで、これまでの目的を継承して、より効果的に財源（地域貢献活動基金）を活用できる新たな制度を実施します。

[担当：事業委員会、支部]

(3) 消費者（空き家）相談等の活動

① 空き家相談活動の実施

平成 27 年に創設した「長野県空き家対策支援協議会（事務局：本会）」及び平成 29 年度創設した「長野県建築相談連絡会（事務局：本会）」に主体的に関わり、消費者からの建築、住宅及び空き家に関する総合相談窓口として機能させます。

[担当：建築活動委員会、支部]

② 消費者相談活動の実施

空き家をはじめとした消費者からの相談に応えることのできる相談員を養成するなど、支部における消費者相談体制を構築し、本会とともに建築（空き家）相談会を定期開催します。

[担当：事業委員会、支部]

③ インспекション相談の実施

既存住宅状況調査の普及及び適正な調査業務を促進させるための仕組み（インспекション研究会による調査業務）を普及させ、調査依頼者からの調査に関する相談に応ずるとともに、調査員のスキルアップを図るための講習・研修を実施します。

[担当：事業委員会]

(4) 行政等への支援・提言活動

① 行政機関の審議会委員等の選出

長野県及び市町村、あるいは関係団体からの建築士としての立場（職能）から要請のある審議会、審査会、委員会などへ本会会員を委員として積極的に参画します。また、市町村における同様の要請にも支部として積極的に関わることとします。

[担当：審議会等に参画する会員]

② 県住まいづくり推進協議会等への参画

長野県住まいづくり推進協議会（事務局：本会）、長野県空き家対策支援協議会（事務局：本会）及び長野県古民家再生協議会などの住まいづくりをはじめとした事業に積

極的に参画するとともに、これらの組織内において関係団体との情報を共有します。

[事業ごとに関係する委員会など]

③ 当会が行う調査・研究、あるいは地域貢献活動を通して蓄積された様々な成果や課題を、県あるいは市町村の施策へ反映させるための提言を行います。

[担当：全委員会、支部]

5 会館の運営及び管理 [収益事業・一部公益的事業]

長野県建築士会館の運営・管理に関する課題の検討を引き続き行いつつ、適正な維持管理と収益事業としての健全な会館運営を行います。なお、会館の在り方については、引き続き当会の収支改善に向けた論議と一体に論議を進めることとします。

なお、会館の空き室の活用をリノベーション等の会員参加による提案を求める試みも検討します。

[担当：業務執行理事会]

(1) 耐震改修工事や他の大規模修繕費用とテナント確保などの総合的な収支について、より深く論議を行い、必要な会館修繕工事等会館存続の可否を含めたあり方を検討します。

(2) 当面は、会館の法定事項を含む点検の実施とその結果に基づく中長期的な維持保全計画を策定し、上記論議にも反映させます。

(3) 新たなテナントの確保は、上記の論議を踏まえつつ、テナント料のあり方についても同時に検討しつつ、会館の今後のあり方の論議過程であること等を提示して入居募集を進めます。

注)「一部公益的事業」とは、当会をはじめとして当会が公益的活動を実施していくための拠点となる施設として位置づけていることを意味する。

6 その他当会の目的を達成するために必要な事業 [収益事業・一部公益的事業]

(1) 組織、活動の活性化と健全財政の検討

① 当会の収支改善をはじめとして、中長期的な組織、活動のあり方について令和2年度から進めている論議を継続します。なお、これまでの論議を踏まえて、検討は業務執行理事会で行うこととし、実効性の高い施策の提案ができるよう論議を進めます。また、論議と並行して、現行の会員メリットの周知とともに、非会員を含めた建築士を対象として事業推進を図ることとする建築士法に定められた建築士会の存立趣旨に配慮しつつ、会員増強施策としてのメリットの創設・拡大を検討、実施していきます。

[担当：業務執行理事会(TF)]

② 会員増強施策の推進

新規会員の加入促進や退会の抑制施策は、会全体の課題として捉え、連合会や他の建築士会の取り組みの把握を行うとともに、新規加入者獲得のための方策の検討と現会員の潜在的な建築士会に対する意識を把握して、抜本的な課題を明確にしたうえで、具体的な施策を検討します。

[担当：業務執行理事会(TF)・総務部会]

③ 建築士試験合格者への加入促進

令和2年度から建築士試験及び登録制度が改正されたこと、また、新型コロナウイルス感染防止対策から建築士免許証明者の郵送が主体となったことに伴い、当面、登録者には郵送時における建築士会加入の勧誘文書添付を行うこととしています。引き続き建築士試験合格者（建築士免許未登録者）への加入促進方法を検討します。

[担当：事業委員会]

(2) 建築士資格者団体の職能を活かした事業の実施

① 自治体等からの事業受託

建築士法を遵守したうえで、当会の持つ職能を活かして、国や地方公共団体からの事業を積極的に受託します。

[担当：関係委員会・関係協議会等]

[現時点で受託が想定される事業]

・ふるさと古民家再生支援事業（継続事業：4年目）

平成2年度設立された「長野県古民家再生協議会（事務局長野県建築住宅課）」に参画し、協議会構成員として、古民家の活用による地域活性化を推進します。

・建築指導支援業務（継続事業：5年目）

令和2年度から受託(随意契約として当会が受託予定)している事業として、引き続き違反建築物の防止を推進します。

(3) 建築関連書籍及び関連保険の販売事業

建築士の建築技術や知識等の補完や日常業務の遂行で必要となる建築関係書籍や各種様式の販売事業並びに建築士会連合会による各種保険のあっせんを行います。

[担当：本会及び支部事務局]

(4) 建築関係団体からの事務受託

一般社団法人長野県建築士事務所協会、旧長野県建築物防災協会及び一般財団法人長野県建築士活動センターから委託を受けた事務を適正に行います。

[担当：該当する支部事務局]

(5) 会員相互扶助活動

① 長野県建築士会サポート店制度の運営を行うとともに、対象店舗の拡大を進めます。

[担当：総務部会]

② 会員相互の親睦を図るためにゴルフ大会を担当支部の協力を経て実施します。

[担当：総務部会]

注)「一部公益的事業」とは、受託事業であっても単に収益のみを目的としたものではなく、事業の

成果が地域に貢献できるものとして、公益的なものとして位置づけられることを意味する。

V 委員会ごとの運営を担当する事業

○理事会（業務執行理事会の担当業務）
関係法令及び定款に定められた業務のほか以下の業務を担当します。

1. 組織再編と法人体制整備の論議
2. 組織合理化と業務改善の検討
3. 建築士会館の運営と今後のあり方の検討

○タスクフォース

1. 業務執行理事会から負託された企画立案や組織体制、運営等の検討

○総務部会

以下の事業のほか、他の委員会に属さない事項を担当

1. 通常総会の運営
2. ゴルフ大会の実施
3. SNS (Facebook、LINE 等) を利用した会員相互の情報交換等の実施検討
4. 会員増強に資する事業の検討
5. 必要に応じての会館修理対応

○編集部会

6. 「建築士ながの」の月例発行
7. 本会ホームページ運営

○法改正対応部会

1. 会員への情報発信、講習会の開催

○建築活動委員会

1. 建築文化賞の企画・運営
2. 「建学会」の企画・運営
3. 建築士の知識、技能向上のための講習、研修会の企画・運営
4. 「建築士の日（7月1日）」に関する事業の企画、運営
5. 海外研修の検討
6. 信州木造塾の実験結果レポート編纂・発行
7. 継続能力開発（CPD）制度の運営
8. 専攻建築士制度の運営
9. まちづくりに関する情報交換と人材育成

○事業委員会

1. 建築士試験受託業務の運営
2. 建築士定期講習受託業務の運営
3. 建築士指定登録受託事務の実施
4. 既存住宅状況調査技術者講習会受託業務の運営
5. 省エネ改修サポート事業業務

6. 本会で実施する建築・住宅（空き家を含む）相談の実施（毎月1回）

○青年・女性委員会

1. 青年・女性建築士の集いの企画・運営
2. 信州環境 ECO コンテストの企画・運営
3. 連合会開催の建築甲子園への対応
4. 高等学校等への建築士派遣活動の実施
5. 建築士会 PR 活動の企画・実施

○防災委員会

1. 自然災害時における支援体制の課題把握と支援のあり方の検討
2. 避難施設の応急危険度判定体制の課題把握と体制整備の検討
3. 震災以外の災害における災害コーディネーター制度の検討
4. 被災建築物応急危険度判定士講習会（県と共催）の運営
5. 被災建築物被害度認定方法講習会の企画・運営

建築活動委員会が支援する協議会等の事業

<景観整備機構>

1. 景観行政団体からの業務の受託（景観アドバイザー協議会との協働実施）

<長野県ヘリテージマネージャー協議会>

1. 歴史的建造物に関する受託業務実施
2. スキルアップ講習会の実施
3. 県外視察の実施
4. 県・市町村からの受託実務実施
5. 新規ヘリテージマネージャーの育成

<景観アドバイザー協議会>

1. 地方公共団体等からの業務受託（景観整備機構と協働実施）
2. スキルアップ講習会の実施

事業委員会が支援する協議会等の事業

<既存住宅インスペクション研究会>

1. 既存住宅状況調査業務のあっせん
2. 適正な調査業務に関する研修会
3. 宅地建物取引業者及び消費者への制度普及活動と相談業務

公益社団法人長野県建築士会組織体系

[建築士会の組織図 令和6年4月]

